

令和 年度分 市民税 申告書(上場株式等の配当等所得・譲渡所得等の課税方式選択用)
 県民税

西都市長 殿	現住所			※ 処理 欄	受付	入力	確認
	1月1日 現在の住所						
提出日	フリガナ						
令和 . .	氏名	印		職業			
	生年月日	明・大・昭 平・令 . .	世帯主 氏名	電話番号			

1. 所得税において確定申告した上場株式等の配当等所得・譲渡所得等

取引口座 (特定口座)	所得税(確定申告)での申告内容		
	所得の種類	所得税の課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額
証券 銀行	配当等所得	総合課税分	円
		分離課税分	円
	譲渡所得等	分離課税分	円

※ 上場株式等の配当等又は譲渡所得金額で所得税15.315%(復興特別所得税を含む)及び住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されているものを記載してください。
 ※ 所得税20.42%で源泉徴収されているもの、住民税が源泉徴収されていないものは記載できません。

2. 市県民税での上場株式等の配当等所得・譲渡所得等の課税方式の選択について

上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、市県民税はすべて**申告不要を選択**します。

※ すべてを申告不要とする場合には、下欄の①～⑤に「0」と記入してください。

上場株式等の配当等所得・譲渡所得等について、市県民税は次のとおり申告します。

所得の種類	課税方式	配当等所得の額 譲渡所得等の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
配当等所得	① 総合課税分	円	④ 配当割額 円
	② 分離課税分	円	
譲渡所得等	③ 分離課税分	円	⑤ 株式等譲渡所得割額 円

※ この申告書を提出する際には、確定申告書の控え及び特定口座年間取引報告書等の写しを提示してください。
 ※ 原則として、当該年度の申告期限(3月15日)までに、この申告書の提出が必要です。ただし、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効となります。
 ※ 申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
 ※ 申告不要を選択した場合は、翌年度以降、上場株式等に係る繰越損失額の適用はありません。

裏面もご確認ください。

上場株式等の所得に関する課税方式の選択について

上場株式等の所得について、住民税において所得税と異なる課税方式を選択することができます。

- 申告期限 当該年度の3月15日 ただし、納税通知書送達前までの提出分は有効
(参考:納税通知送達の時期 特別徴収 5月10日頃、普通徴収 6月上旬)
- 提出先 申告期限内 : 市が行っている申告会場
申告期限後及び郵送による申告 : 西都市税務課
- 必要書類 ・ 市民税県民税申告書(上場株式等の配当等所得・譲渡所得等の課税方式選択用)
・ 確定申告書の控え及び特定口座年間取引報告書等の写しの提示(※)
※郵送による申告の場合は、提出してください。
- 留意事項 ・ 申告された上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。この場合、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に影響したり、医療機関窓口での自己負担割合が引き上げになったりすることがあります。
・ 上場株式等に係る譲渡所得等について、源泉徴収されない特定口座(簡易申告口座)及び一般口座での取引に係る所得について、申告不要とすることはできません。
・ 同一源泉徴収口座内で譲渡損失と特定配当等に係る所得がある場合は、特定配当等に係る所得のみを申告不要とすることはできません。
・ 申告不要とする場合は合計所得金額に算入されず、配当控除や配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除は適用外となります。

(参考)

課税方式	上場株式等の配当所得			上場株式等の譲渡所得等	
	総合課税	申告分離課税	申告不要制度	申告分離課税	申告不要制度
市県民税の税率	10%	5%	5%	5%	5%
配当控除	○	×	×	—	—
配当割額控除	○	○	×	—	—
株式等譲渡所得割額控除	—	—	—	○	×
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	×	○	×	○	×
事業所得、不動産所得等に係る損失との損益通算	○	—	—	—	—
国保税等(※)への影響	あり	あり	なし	あり	なし

※国保税等…国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び自己負担割合判定